

新旧対照表

○千葉県土採取条例施行規則

新	旧
<p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第一条の六 条例第二条の七第一項の規定による変更の届出は、登録事項変更届出書(別記第六号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更の届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは当該役員が条例第二条の五第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第一条の二第二項第七号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書面、当該変更が現場責任者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは同項第二号から第四号まで及び第七号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第一条の六 条例第二条の七第一項の規定による変更の届出は、登録事項変更届出書(別記第六号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更の届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは当該役員が条例第二条の五第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第一条の二第二項第七号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書面、当該変更が現場責任者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは前項第二号から第四号まで及び第七号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書類を添付しなければならない。</p>